

古代出雲歴史博物館所蔵の竹島関係地図について

島根県立古代出雲歴史博物館

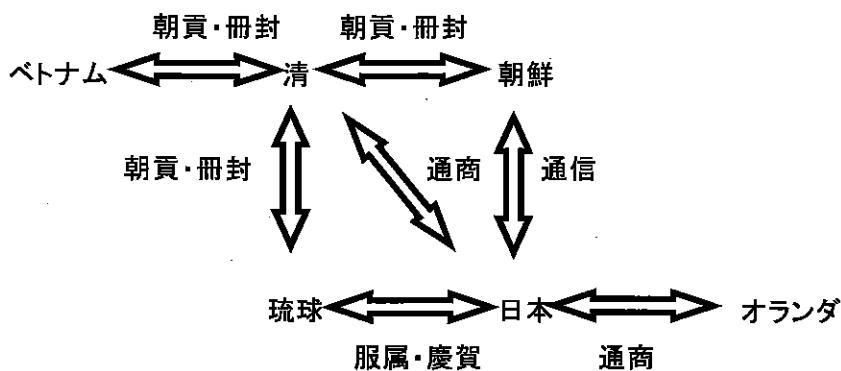
専門研究員 岡 宏三

1、近世(17世紀中頃～19世紀中頃)の東アジア国際秩序

前代→私貿易時代(無秩序交易「倭寇」の時代)

「国家」間の対応 相互に海禁政策を取り、基本的には朝貢・通信によって平和秩序を保つ。

夷(周縁民族)への対応 基本的には放置。積極的には服属(教化)・討伐



日本の外交窓口 「四つの口」(松前口・対馬口・長崎口・薩摩口)

・長崎口 幕府の外交・交易の窓口。通商国(清・オランダ)窓口

オランダ商館→江戸参府(交易御礼)

・薩摩口 琉球を実質上征服。一方で清への朝貢を認める。

琉球→慶賀使・謝恩使江戸参府

・松前口 蝦夷地を通じて北方(アイヌ)の窓口。ウイマム儀礼

松前氏(蝦夷島主、18世紀より1万石格)

・対馬口 朝鮮との外交窓口。宗氏(10万石格)

朝鮮→將軍代替り慶賀の通信使参府

日朝間外交ルート 朝鮮(倭館)↔対馬↔幕府

↔対馬↔長崎(対馬藩藏屋敷↔長崎奉行)↔江戸

○朝鮮の对外秩序 清(北狄)に服属するが、中華を継承するのは朝鮮という認識

○日本の对外秩序 中国の華夷秩序には属さない。独自の中華イメージを国民にアピール

2、近世の蝦夷地・小笠原群島

■蝦夷地(北海道)

元来、千島・樺太など広範囲にわたり、アイヌ民族の文化圏

中世後期、道南に和人進出 安東氏→蠣崎(松前)氏

・朱印(黒印)状の発給

於松前、從諸方來船頭・商人等、対夷人・同地下人、非分義不可申懸、並船役之事、自前々如有來可取之、自然此旨於相背族在之者、急度可言上、速可被加御誅罰者也

(文禄二年)正月五日 秀吉朱印

蠣崎志摩トノヘ(福山秘府)

一、自諸国松前へ出入之者共、志摩守不相断而夷仁と直ニ商売仕候義、可為曲事

一、志摩守ニ無断而令渡海、売買仕候者、急度可致言上事

付、夷之義者、何方へ往行候共、可致夷次第事

一、対夷仁非分申懸者、堅停止事

右条々若於違背之輩者、可処嚴科者也、仍如件

慶長九年正月廿七日 (家康黒印)

松前志摩守とのへ

○状(蝦夷)島主 暧昧な領土承認(蝦夷地におけるアイヌ交易管理権の安堵。正保図は提出→道南以外は未知・曖昧な把握の領域)

18世紀後半 アイヌの乱、ロシア南進

松平定信(火除地論、開国容認論)

松平信明・本多忠籌(北方開発警衛、国境画定派)

寛政11(1799)東蝦夷地仮上知、文化四(1087)全蝦夷地直轄

寛政十一己未年二月、蝦夷地御用大意

此度蝦夷地御用之御趣意者、彼地未開之地ニ有之、夷人共衣食住之三も不相整、人倫之道も不弁義、不便之次
第二付、此度御役人被遣、御徳化を及し、教育をたれ、漸日本之風俗に歸し、厚く服臣致し、万々一外国より懷け候事
杯有之候共、心底不動様存らせ候義、御趣意之第一ニ候(略)

一、肉食忌避、穀物耕作の奨励

一、「辺鄙之夷状」に対する実意の取扱

一、公正な貰米支給

一、「専ら和語を遣ひ候様申教へ、往々和人変化致し候様教育可致事」

一、「和人之風俗に相成度由望之者も有之候ハヽ、月代も為致、日本之服をも与ヘ(略)日本風之家作をも拵へ遣し(略)風俗を替候様可取斗事」

一、人倫の道、読み書きの奨励「往々文花の開候様可心掛事」

一、人口増加の奨励

一、医療救済

(「蝦夷地開発記」「休明光記附録 卷之一」)

○土地の測量+開発+アイヌ人の和人化が及んだ範囲=日本 の認識

■小笠原群島

無人島(むにんしま)。

「自是南百里、有無人島。曰小笠原島。タテヨコ六七十里、シマ大小五六十。」(「改正日本輿地路程全図」1779年)
延宝3年(1675) 幕府、巡見使を派遣、「此島大日本之内也」と記すという(小笠原村教育委員会「発掘された小笠原の歴史」2002) 「八丈実記」?

天保10年(1839) 無人島一件(常陸国鹿島郡無量寿寺の順宣・順道父子、無人島渡航を計画し、処罰される)

小笠原貢蔵手控(天保10(1839)年。横浜開港資料館所蔵)

(略)無人島には奇石異草多く有之趣承伝、兩三年以前より存立(略)去年中水戸殿家來にて内縁有之額田久兵衛と申者へ相談の上、島へ渡海いたし度内願書差出候処、右は公儀にて思召すも有之島故、水戸殿より申立は難相成旨申聞候に付、此節公儀へ願方の義色々相考、手続等取調罷在候由

→幕府の渡航難色→天保7年(1836)浜田藩今津屋八右衛門一件(竹島事件)の影響

幕末 英米日間で領有問題

元治元年(1861) 幕府、日本領有を主張し、後に移民を送る

明治9年(1876) 国際的に日本領に認められる

○無人島渡航には許可証がいる認識だが、「願方の義色々相考、手続等取調罷在」→別のルートで許可証をもらう算段。「老中連署奉書」のような大仰なものは想定していない。

2、近世の松島(竹島)

寛永2年(1625)老中連署奉書

以上

從伯耆国米子竹嶋江先年舟相渡之由候、然者如其今度致渡海度之段、米子町人村川市兵衛・大谷甚吉申上付而、達上聞候之処、不可有異儀之旨被仰出候間、被得其意、渡海之儀可被仰付候、恐々謹言

五月十六日

永井信濃守 尚政 在判

井上主計頭 正就 在判

土井大炊頭 利勝 在判

酒井雅樂頭 忠世 在判

松平新太郎[人々御中]

隱州視聴合記

隱州在北海中、故云隱岐嶋[按、倭訓、海中言遠幾、故名歟]。其在異地、言島前也。知夫郡・海部郡屬焉。其位震地、言嶋後也。周吉郡・穩地郡屬焉。其府、有周吉郡南岸西郷豊崎也。從是南至雲州美穂関三十五里。辰巳至伯州赤崎浦四十里。未申至石州温泉津五十八里。自子至卯、無可往地。戌亥間、行二日一夜、有松島。又一日程、有竹島[俗言、磯竹島。多竹・魚・海鹿。按、神書所謂五十猛歟]。此二島無人之地。見高麗、如雲州望隱州。然則、日本之乾地、以此州為限矣。(「按、神書所謂五十猛歟」を記すものとないものがあるが、これは転写の際に補註されたもの)

日本の乾(北西)の地は、此州(隱岐州)をもって境界とする。松島(現竹島)・竹島(現鬱陵島)は隱岐に属すとは記さない。また高麗(朝鮮)に属するとも記さない。日本側が地理状況を把握している無人の地(無主の地)である。

3、博物館所蔵絵図

①正保出雲隱岐国絵図(1645年)

松江藩撰。松島・竹島を載せないが、島後福浦に「此湊舟懸吉、竹嶋渡海、此湊より天氣見合候」とある。

②日本奥地路程全図(1779年)

松島・竹島の位置関係を地理的に的確に描く。

③石見外記(1820)

「高田屋嘉兵衛力商船ハ、朝鮮海ニ出テ蝦夷地ヘ來ルトソレハ下ノ関ヲ出帆シテ戌亥ハリナガレシニ松・竹ニ島ノ間ニ出テ転シテ、丑寅ヲ目アテニ乗リシニアラサルカ」

下関から北北西に進み、西アナジ(西風)を利用して松島・竹島と隠岐の間を抜けて蝦夷地へ向かう。

④日本海路図(1857頃)

石見外記の北前船ルートを図示。

⑤東国八道地図書(18~19世紀)

日本図、琉球図は「海東諸国記」(1471)よりも後退した情報。鬱陵島の南に干山島。

⑥「朝鮮八道図」(18~19世紀)

鬱陵島の北に干山島。

⑦「海左全図」(1857年~)

鬱陵島の東に隣接して干山島

「鬱陵島、本于山國。恃陥不服新羅。遣異斯夫、擊降之。自中峯東至海、一万余步。西至海一万三千余步。南至海一万五千余步。北至八千余步。有村落、其址七所。然多岩、民不居。本朝世宗二十二年、遣万戸南顥、往搜逋民、俘金丸等七十余人、而還、其地遂空。(「新增東國興地勝覽 卷之四十五 干山島鬱陵島」の抜粋)

⑧「大韓輿地図」(1900年頃)

大韓帝国学部編輯局編修の官撰図。鬱陵島の東に隣接して干山島。情報は「海左全図」より後退。

・日本側資料 大谷・村川氏らが渡海していた事実。隠岐・松島(現竹島)・竹島(現鬱陵島)・朝鮮の地理的位置関係を的確に描く。

・韓国側資料 竹島(現鬱陵島)は正確に把握。その周りを「干山島」が隣接しつつ移動し続ける

→19世紀末までも干山島を正確に把握していない。あやふや。

・安龍福 朝鮮八道之図ヲハ枚ニシテ所持仕候ヲ出シ申候、則ハ道ノ名ヲ書写、朝鮮ノ詞ヲ書付申候(略)安龍福申候ハ、竹嶋ヲ竹ノ嶋と申、朝鮮國江原道東萊府ノ内ニ鬱陵嶋と申由申候、則ハ道ノ圖ニ記之、所持仕候。松島ハ、右同道之内、子山と申嶋御座候、是ヲ松嶋と申由、是もハ道之図ニ記申候(「元祿九年子年朝鮮舟着岸一件之覚書」)

→松島(現竹島)を実見していたとしたら、なぜ日本のような的確な位置を示した地図がその後も作成されなかったのか?

幕府

竹嶋(現鬱陵島)を朝鮮領と認定、日本人の渡航を禁じる→その後トラブルなし。

子山嶋(干山島)=竹嶋とみれば素直に解釈できる。

日本人

松島(現竹島)よりも、産物がたくさん採れる竹嶋(現鬱陵島)を意識。松島は主に中継地点として利用(今津屋八右衛門事件)。また北前船の航路の目印として松島を利用

朝鮮側

松島(現竹島)渡航どころか、松島の存在を把握していた明瞭な資料が皆無。

○近世の松島(現竹島)→日本側において鬱陵島渡航の中継地、北前船航路の目印として活用